



“ 空家の解体補助金のご案内 ”

市民の安全で安心な暮らしを確保し、良好な住生活環境、定住環境の形成や保全、土地の利活用を目的として、空家の解体を行う人に補助金を交付します。

20万円以上の空家解体工事に工事費の10分の1、限度額20万円
最大30万円（加算額※を含む）を補助します。

① 対象となる人

- ア) 空家の所有者またはその相続人
- イ) 上記の者から同意を得た人
- ウ) 市税を滞納していない人
- エ) 暴力団員でない人

② 対象となる空家

- 個人が所有する空家で次のいずれかに該当するもの（法人不可）
- ア) 1年以上の空家
 - イ) 特定空家となった空家



〈良好な住環境のために！〉

③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまるものが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) 空家に所有権以外の権利が設定されていないもの
- ウ) 公共事業による解体でないもの
- エ) 空家活用支援事業補助金（空家リフォーム補助金）をもらっていないもの
- オ) 完了実績報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- カ) 工事着工前であるもの

*工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

キ) 必要な手続きを行うもの

*完了時の提出書類で確認します。詳細は裏面をご覧ください。

④ 対象となる解体工事

空家の全部を解体する工事（敷地内の附属建物、塀、植栽等を同時に解体する場合は、これらを含めて補助対象とすることができます。）

*住んでいる住宅敷地内にある倉庫、物置等の付属建物は対象外です。

⑤ 補助金の額

20万円以上の解体工事に対し10分の1を補助します。ただし、限度額は20万円です。

⑥ 加算額※

居住誘導区域内にある空家の場合は、補助額に10万円の加算があります。

⑦ 補助金の制限

補助の対象者につき1回限りです。

⑧ 申込期間

令和6年4月1日（月）から
※予算に達した時点で終了となります。

問い合わせ
建築住宅課（第二庁舎2階）
☎ 0279-22-2072



⑨ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) 空家の写真
- ウ) 見積書のコピー（市内業者に限る。）
- エ) 売買契約書のコピー（空家を購入した場合）
- オ) 同意書（様式第2号）（申請者が同意を受けた場合）
- カ) 住民票（市外にお住まいの人に限る。）
- キ) 市税の納税証明書（未納額のない証明用）またはこれに代わるもの *注1
- ク) 空家の登記事項証明書 →法務局
（未登記の場合は、直前の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し）
- ケ) 所有者と申請者の関係がわかるもの →市民課（本庁・行政センター）
（相続していない場合、戸籍謄本など）
- コ) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

***注1** 涉川市にお住まいで、市が納税状況を確認することに同意した人は不要です。
本人確認のため、身分証の提示をお願いします。
市外にお住まいの方は、お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑩ 完了時の提出書類

工事が完了したら、下記の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書
- イ) 補助金（変更）交付決定通知書のコピー
- ウ) 領収書のコピーまたは支払いが確認できる書類（振込用紙等）のコピー
- エ) 解体完了後の写真
- オ) 石綿事前調査結果の報告のコピー *注2
- カ) 「産業廃棄物管理表 建設関連廃棄物マニフェスト（E票）」のコピー
- キ) 下請契約書等のコピー（申請書記載の業者とマニフェスト記載の業者が違う場合）

***注2** 石綿事前調査結果とは、石綿障害予防規則第4条の2第1項に基づき、労働基準監督署に事前調査の結果等の報告をした報告書です。

*対象となる空家の例

例1



例2



空家の管理は、所有者の責任です。
適切に管理しましょう。